

議第17号

平成26年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算

平成26年度京都市立病院機構病院事業債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,456,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表市債」による。

平成26年2月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

2 病院事業債

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円 1,883,000
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,883,000
2 市 債		1,573,000
	1 市 債	1,573,000
歳 入 合 計		3,456,000

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管理事業費		千円 3,456,000
	1 貸 付 金	1,573,000
	2 公 債 費	1,883,000
歳 出 合 計		3,456,000

第2表 市 債					
起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
市立病院機構貸付金	千円 1,573,000	発行価格が額面と異なる埋入額は、その差額を必要金額をこれに加算した額	証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は消費貸借の方法による。	% 8.0以内	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によって、繰上償還をすることができ